

指定管理者候補者の選定結果について

江南区役所地域課所管の新潟市亀田地区コミュニティセンターについて、施設の設置目的をより効果的・効率的に達成するため、以下のとおり候補者を選定しました。

施設名	新潟市亀田地区コミュニティセンター
所在地	新潟市江南区亀田新明町1丁目2番3号
施設の概要	地域住民の連帯感を高め、住みよい地域社会づくりを推進に資するために設置された施設です。この施設には、多目的ホール、会議室、調理実習室、和室、音楽研修室を設置しています。
指定期間(予定)	平成27年4月1日～平成30年3月31日
募集形態	非公募（新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例第11条第3項）
指定管理者 申請者 評価会議	委員 福間 博子（新潟市江南区自治協議会委員） 委員 西島 功（新潟市江南区老人クラブ連合会 亀田地区協議会事務局長） 委員 塚田 美智子（新潟市亀田地区公民館運営審議会委員） （ ）内は主な役職
指定管理者 (候補者)	団体名 亀田地区コミュニティセンター管理運営委員会 代表者名 会長 坂井 信行 住 所 新潟市江南区城山2丁目4番28号
評価基準	I 評価項目 1 団体の評価 ①団体について、②予算の範囲内での適正な執行、③個人情報保護関係 2 施設管理の評価 ①施設の管理方法、②組織・人員体制、③事故防止や発生時の対応、 ④要望や苦情に対する対応、⑤災害等発生時の対応、 ⑥管理経費削減の具体的取り組み方法 3 事業の評価 ①自主事業計画、②新潟市の施策についての理解、 ③サービス向上に向けた取り組み 4 総合評価 II 評価 適・否で評価（個別項目・総合評価）
評価会議に おける評価	新潟市亀田地区コミュニティセンター指定管理者申請者評価会議において、申請者から提出された事業計画書等の資料に基づき評価を行い、申請のあった団体について「適」と評価されました。
選定理由	新潟市亀田地区コミュニティセンター指定管理者申請者評価会議において、申請者から提出された指定申請書類を評価項目に基づき委員から評価していただき、聴取した意見を参考に所管部署において検討した結果、新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例第11条第2項に規定する基準に適合し、設置の目的を効果的に達成することができるかと認められることから、指定管理者候補者に選定しました。
スケジュール	指定申請書の受付 平成26年10月20日 評価会議 平成26年10月30日 ※今後、市議会での審議・議決を経て、指定管理者に指定される予定。
所管部署 (問い合わせ先)	江南区役所 地域課 地域振興係 TEL 025-382-4624 E-mail chiiki.k@city.niigata.lg.jp

別表（評価結果）

選定基準・評価項目	評価の内容	委員の 評 価	
○施設の平等利用の確保			
評価項目	団体について	地域に密着した団体であるか。 新潟市のコミュニティ施策について理解しているか。	適
	施設の管理方法	事業計画書に定める施設の管理方法は適切か。	適
○施設の効用を最大限に発揮し、管理経費の縮減が図られる			
評価項目	事業提案内容	事業計画が具体的で実現可能な内容か。 施設や地域にとって有効な事業が計画されているか。	適
	サービス向上に向けた取組	サービス向上に向けた具体的な取り組みが提案されているか。	適
	要望や苦情への対応	施設に対する要望や苦情を受けるための仕組みが提案されているか。	否
	予算の範囲内での適正な執行	予算の範囲内で適正な執行が見込まれるか。 経費削減の取り組みが具体的に提案されているか。	適
○事業計画に沿った管理を安定して行う能力			
評価項目	安全確保・災害時の対応	利用者の安全確保のための対応が提示されているか。 災害時のマニュアル等が整備されているか。	適
	地域貢献活動	地域活動への参加などの取り組みが提示されているか。	適
	従事者の雇用・労働条件	施設の管理運営に必要な人材・人数が適正に見込まれているか。雇用・労働条件は適切か。	適
	個人情報保護の取組・関係法令の遵守	個人情報保護のマニュアル等が整備されているか。	適
総合評価	指定管理者指定申請書他提出書類から設置の目的を効果的に達成することができるかと認められるか、総合的な評価	適	

※各評価項目について「適・否」で評価